

秋田市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年5月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合 同 会 社 AddCare	ごてんまり Z訪問看護 ステーション	秋 田 市 御 所 野 湯 本 二 丁 目 1 番 2 号 秋 田 物 流 セ ン タ ー A 棟 A - 2	令和4年5月15日	訪問看護、 介 護 予 防 訪 問 看 護